

「上海市外地従業員に対する総合保険の 暫定執行規則の改訂に関する決定」

2005年6月

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

上海市人民政府『上海市外地従業員に対する 総合保険の暫定執行規則』の改訂に関する決定

(2004年8月30日上海市人民政府第34号令発布)

市人民政府は、『上海市外地従業員に対する総合保険の暫定執行規則』について以下のとおりに改訂することを決定する。

一、第三条第一条項の改訂:

本市行政区域内において、外地従業員を雇用する国家機関、社会団体、企業(非本地施工企業を含む)、事業団体、民営非企業団体、個人経済組織(以下統一して雇用単位と称する)及びその雇用する外地従業員と団体に属さない外地従業員に、本規則を適用する。

二、第四条第二条項の改訂:

市建設及び管理委員会は市労働及び社会保障局と協同で在滬建設施工企業の外地従業員の総合保険を組織実施する責任を負う。市公安、財政、工商、衛生などの部門は各自職責に基づき、共同できちんと総合保険の管理業務を実行する。

三、第六条第一条項、第二条項の改訂:

雇用単位は、本規則の施行日から30日以内において、外地人員就業管理機構で総合保険の登記手続きを行わなければならない。外地従業員を雇用する或いは本市に新入して施工する雇用団体は、外地従業員を雇用する日から30日以内において、総合保険の登記手続きを行わなければならない。

団体に属さない外地従業員は、外地人員就業管理機構で総合保険の登記手続きを行わなければならない。

四、第八条の改訂:

雇用団体或いは団体に属さない外地従業員は総合保険の登記手続きを行った月から、月ごとに市外地人員就業管理機構に総合保険費を納めなければならない。

五、第九条第二条項の改訂:

雇用団体と団体に属さない外地従業員は保険費納付基数12.5%の比率に基づき、総合保険費を納める。そのうち、非本地施工企業の保険費納付の比率は5.5%とする。

六、第十一条第一条項の改訂:

本市は総合保険基金を樹立する。総合保険基金は主に総合保険給付の支払い及び運営費などに使用する。

七、第十六条第一条項の改訂:

雇用団体と団体に属さない外地従業員が満 1 年続けて保険費を納付した場合、外地従業員は老年手当証書を取得することができ、その金額は本人の実際納付額基数の7%とする。

八、第十七条の改訂:

本規則第十四条、第十五条、第十六条の規定条件に合致する外地従業員は、本人の身分証、労働ハンドブック、老年手当照明及び関連証明材料に基づき、労働傷病(或いは不慮の傷害)、入院医療或いは老年手当の給付を受領する手続きを行うことができる。

九、第十九条第二条項の改訂:

規定によって総合保険費用を納めない雇用団体や団体に属さない外地従業員に対し、労働保障行政部門は、その期限を限定して補足納付させる責任を負う。期限が過ぎても依然として納付しない場合は、未納日から、日ごとに 2%の滞納金を追徴するとともに、雇用団体に対し各未納者の未納金額の二倍の罰金を徴収することができる。期限を過ぎても総合保険費、滞納金或いは罰金の納付を拒む場合は、労働保障行政部門が人民裁判所に法に基づき強制執行を申請することができる。

本決定は発布日より施行する。『上海市外地従業員の総合保険暫定執行規則』は本決定に基づき各部分を改訂した後、新たに発布する。

※ 規則改訂後(全文)

上記は「仮訳」であり、表題部をクリックして原文(中文)をご確認ください。